



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2022年4月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

相続登記が義務化されます。

全国で増加する所有者不明土地の問題を解決するため、これまで任意だった土地の相続や所有者の住所を変更した際の登記申請が義務化されます。この改正は2024年4月から施行される予定で、違反すれば最大10万円の過料が科されます。義務化の対象となるのは、2024年4月以後に発生する相続だけではなく、それ以前にさかのぼって発生した相続もすべて対象となる点に注意が必要です。

相続登記を長期間放置することによるデメリットとして、次のようなものが挙げられます。

① 権利関係が複雑になる

相続人にさらに相続が発生することで相続人の数が増加し、権利関係が複雑になります。相続登記を行う場合、原則として遺産分割協議書を作成し相続人全員の実印の押印が必要になりますが、相続人が増えればこれらの手続きが困難になります。

② 認知症などの理由で手続きが困難になる

相続人のうち1人でも認知症の方がいると、成年後見人を選任しなければ遺産分割協議自体が行えなくなってしまうます。

③ 売却ができない

不動産を売却したい場合でも、相続登記を行っていないければ不動産を売却することもできません。

長期間放置すればするほど、手続きが煩雑になっていきます。毎年4月頃、市役所から届く固定資産税課税明細書の宛名が先代名義になっている場合は相続登記が未了ですので、ぜひ一度確認してみてください。

ご不明な点がございましたら、当事務所までご相談ください。

(青山 記)

